

令和7年度 城山学園いじめ問題総合対策計画

宗像市立赤間小学校

宗像市立赤間西小学校

宗像市立吉武小学校

宗像市立城山中学校

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法(第2条)において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本的な姿勢

すべての児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を拒絶する。そのために、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、「いじめ」はどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象に、「いじめ」に向かわせないための未然防止に、全教職員で取り組む。

2 いじめ未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 未然防止の考え方

- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努める。
- いじめ問題の指導方法等については、日ごろから家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努力する。
- いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから示す。

(2) 主に教師に求められること

- 小中一貫教育を推進し、学び合いの授業を通して「わかる授業」づくりに取り組む。
- 城山学園の教育目標である、『『なりたい自分』に向かって挑戦し、愛される『ふるさと』を地域と共につくる』を身に付けた子どもの育成に努める。
- 常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導を推進し、学習規律・学習態度の徹底に全教員で取り組む。

(3) 主に児童生徒に育むこと

- 人権教育を通して、人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 道徳の時間を通して、いじめは人として許されない行為であること、命はかけがえのないもので

あることをしっかりと考えさせる。

- 学級活動や児童・生徒会活動を通して、お互いを認め合い、支え合う集団づくりを行い、学校生活の諸問題を子どもたち自身で解決する力（自治能力）の育成を図る。
- 小・中および地域との連携した事業を通じて、地域の一員であることの自覚と異学年交流を活性し、異なる世代との交流を通じて相手を理解し思いやる心が大切であることを考えさせる。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見逃さないための取組等）

（１）いじめの早期発見の考え方

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識にたち、毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- いじめの事実関係の究明にあたっては、実態把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った指導を行う。
- 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、宗像市教育委員会の指導・助言を仰ぎ連携して対処する。
- いじめ問題の解決後も継続的な指導・支援に努める。

（２）いじめの早期発見のための措置

- 教育活動全領域で声をかけて、「福岡アクション3」「いじめ・人間関係トラブル早期発見チェックポイント」をもとに、様相チェックを心がける。
- 児童生徒の悩みを受け取るために、全人格的な接し方を心がけ、日頃から児童生徒との心のチャンネルを形成するなど深い信頼関係を築いていく。
- 簡易版（学期初め）アンケート、学校生活アンケート等、いじめに特化したアンケートによる年間を通した計画的な調査を通して、児童生徒の一人ひとりの変容をとらえる。
- アンケート調査等では、周囲の目が気になって事実を書けない児童生徒の悩みにこたえるために、相談ポストを設置し、週に1回はポストを確認し、相談内容に迅速かつ適切に対応する。
- 学期に1回の教育相談週間を設定して面談等を行うことで、児童生徒の悩みを受容的・共感的に理解し、心のケアに努める。問題の解決にあたっては、事実関係を的確に把握し、関係職員を中心にきめ細かく、組織的に対応する。
- 学級や部活動の保護者会や家庭訪問の際、保護者のアクション3やいじめに関する家庭用リーフレットなどを配布して、いじめ問題に対する学校の指導方針や状況等を伝えながら、学校と家庭との連携を図る。

4 いじめに対する措置

（１）基本的な考え方

- 相談・通報を受けた場合、その状況や対応の経緯等について、適切な処置により客観的な事実確

認を行う。

- 学年全体で情報を共有し、対応を協議する。また、情報を確認した段階から生徒指導担当・生徒指導主幹を通して管理職に緊密に連絡を取り、学校総体で対応する体制を確立する。
- 被害児童生徒の権利利益を擁護するための配慮として、宗像市教育委員会と連携し、区域外通学や別室指導等の柔軟な対応に努める。
- 加害児童生徒に対しても、教育的配慮をもとに別室指導等毅然とした対応を行う。また教育上必要がある場合は、教育基本法第11条に基づき、児童生徒に対して懲戒を加える。

(2) いじめの発見や通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- 児童生徒やその保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、事実確認をするなどして対応する。
- いじめの事実や指導の経過について詳細に記録を取り電子データ化し、情報共有や指導の評価・改善に生かしていく。
- いじめられた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止等の対策のための組織」に直ちに報告し、情報を共有する。その後は、その組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 事実確認の結果は、校長が責任を持って宗像市教育委員会に報告するとともに、当該学年が加害・被害児童生徒の保護者に連絡する。
- いじめた(加害)児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認める時は、宗像警察署と相談して対処する。
- 児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに宗像警察署に通報し、適切に援助・協力を求める。

(3) いじめられた(被害)児童生徒又はその保護者への支援

《いじめられた本人に対して》

- つらさや悔しさを十分に受け止める。
- 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- 良い点を認め励まし、自信を与える。
- 人間関係(交友関係)の修復・確立を目指す。
- 本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。

《保護者に対して》

- いじめの事実を正確に知らせる。
- 本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- 教職員間のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

(4) いじめた（加害）児童生徒への指導またはその保護者への助言

《いじめた本人に対して》

- いじめの事実確認、背景、理由等を確認する。（基本的に調査用紙に書かせる。）
- 不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- いじめられた（被害）子どもの辛さに気づかせる。
- 人間関係（交友関係）の修復・確立をめざす。
- 課題解決のための援助を行う。
- 体験活動を通して所属感を高める。
- 心理的ケアを十分に行う。

《保護者に対して》

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を理解する。
- 子どもの立ち直りに向けて具体的に助言し、協力を得る。

(5) いじめがおきた集団への働きかけ

- いじめを傍観していたり、気づかなかつたりした児童生徒に対して自分の問題としてとらえることの重要性を理解させる。
- いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- いじめられた（被害）児童生徒の変化やサインに気づき、いじめを見過ごさないことが大切であることを認識させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、宗像市教育委員会情報担当職員に連絡し、直ちに削除する措置をする。
- 家庭用リーフレットにおけるインターネットを通じて行われているいじめに関する内容の周知に努める。
- 「ネットによる誹謗中傷・いじめ防止」をテーマに、年1回生徒児童と保護者が共に学ぶ学習会を実施するとともに、教科の授業などにおいても積極期に取り扱っていく。
- 児童生徒と保護者が一緒に、スマホやインターネットの正しい使い方を考える場を作ることができるよう指導をする。（「児童生徒のスマホ宣言」「保護者のスマホ宣言」などの取組）

5 重大事態の対応

(1) 重大事態の発生と調査

生命・身体または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- 重大事態が発生した旨を、宗像市教育委員会に速やかに報告する。
- 宗像市教育委員会との協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(2) 調査結果の提示及び報告

- 調査結果については、いじめを受けた（被害）児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 調査結果を、宗像市教育委員会に速やかに報告する。

6 いじめ防止のための職員研修

- 年1回以上、いじめ基本方針、いじめ理解に関する研修会を行い、全ての教職員の共通認識を図る。
- 夏季休業中に、スクールカウンセラーや外部機関等の専門家を招聘した研修会や特別支援教育の視点に立った児童生徒理解の研修会を行う。

7 その他（各取組のPDCAサイクルについて）

- 学校評価において、いじめ問題への取組等について学校自己評価を行うとともに、その結果を学校運営評議委員会等に報告する。
- 各学期末に「取組評価アンケート」を行い、校内いじめ対策委員会で検証を行い、取組の計画を見直していく。

8 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の役割・機能

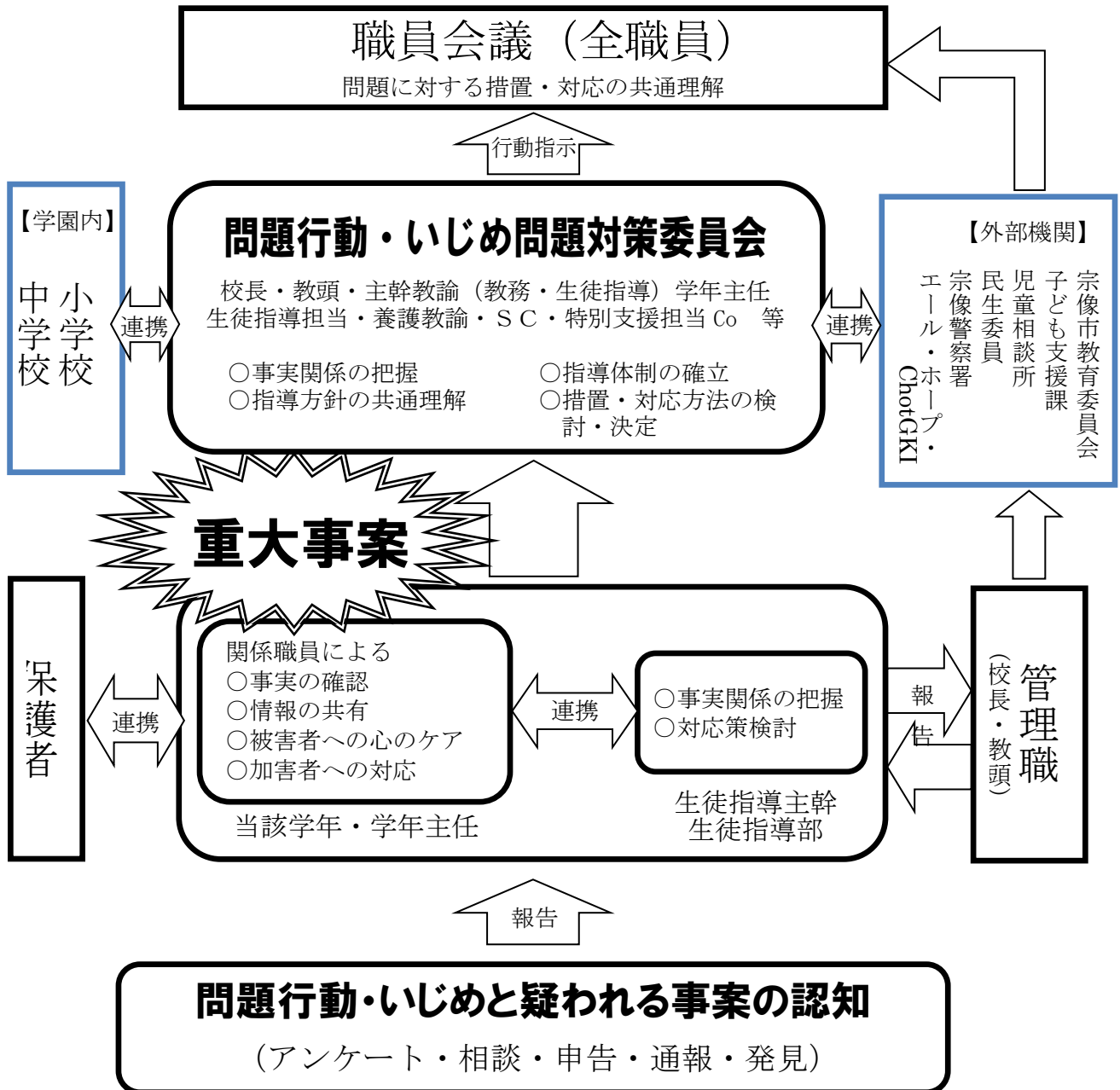
ア いじめ防止対策推進法（第22条）にかかる組織について

- 校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等からなる、いじめ防止対策のための、校内いじめ問題対策委員会を設置する。
- 校内いじめ問題対策委員会では以下の取組を行う。
 - ・未然防止など、学校基本方針に基づく取組の実施、進捗の確認、定期的検証
 - ・教職員の共通理解と意識の啓発
 - ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・個別面談や相談の受け入れ及びその集約
 - ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約、および発見されたいじめ事案への対応
 - ・構成員の決定
 - ・重大事案への対応
 - ・小中一貫してのいじめ事象の方針・対応の確認と重大事案の協働
 - ・議事録の作成と保管

イ いじめ防止対策推進法（第 28 条）【重大事案】に係る調査のための組織について

- 下記（2）から、第 22 条にかかる組織の構成員と第 28 条に係る調査のための組織の構成員、事案の性質に応じて校長が指名すること。なお、第 28 条にかかる調査については、調査主体や調査意識を含めて、宗像市教育委員会の判断をあおぐものとする。

ウ 組織図



※重大事案とは

- 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（いじめ法第 28 条第 1 項）
- 上記と同等の被害が生じると認めるその他の問題行動も含む。

(2) 組織の構成等

◎協議内容に、社会福祉の立場からの意見が必要な場合に参加する。

校内いじめ問題等対策委員会		
組 織 の 構 成 員	教職員	校長
		教頭
		主幹教諭（教務主任）
		養護教諭
		各学年主任
		いじめ事案の該当担任
		生徒指導担当（中学校は専任補導）
		特別支援教育コーディネーター
	外部専門家	スクールカウンセラー
		◎宗像市子ども育成課 子ども家庭センター
		◎宗像警察署 スクールサポーター
		主任児童相談員

9 いじめ防止等の年間指導計画

◎吉武小・赤間小・赤間西小

月	1 早期発見の取り組み			2 いじめ問題等の校内研修	3 教育相談体制	評価
	教師の視点	児童生徒の視点	保護者の視点			
4	・校内いじめ対策委員会 ・いじめチェックリスト活用	・学校生活アンケート ・相談ポスト	学級懇談会 (吉武小・赤間西小) 個人懇談 (赤間小)	・職員研修 (いじめ基本方針、いじめ理解)		
5	・校内いじめ対策委員会 ・校区小中児童生徒指導担当者会	・学校生活アンケート ・相談ポスト	三者懇談 (吉武小) 個人懇談 (赤間小)			
6	・校内いじめ対策委員会	・学校生活アンケート ・相談ポスト		・ネットによる誹謗中傷・いじめ防止学習 (吉武小・赤間西小 5・6 年) 【保護者とともに学ぶ】	教育相談週間 (赤間小)	
7	・校内いじめ対策委員会 ・校区小中児童生徒指導担当者会	・学校生活アンケート ・相談ポスト ・SOS の出し方に関する教育	個人懇談会 家庭用リーフレットの配布 (吉武小・赤間小)	・万引き防止教室 (赤間小 3 年) ・万引き防止教室 (赤間小 6 年) ・ネットによる誹謗中傷・いじめ防止学習 (赤間西小 3・4 年)		
8	・校内いじめ対策委員会 ・一学期の反省と見直し			・SC による職員研修 (学園合同) ・特別支援の視点にたつ児童生徒理解の研修会		
9	・校内いじめ対策委員会 ・いじめチェックリスト活用	・学校生活アンケート ・相談ポスト				
10	・校内いじめ対策委員会 ・校区小中児童生徒指導担当者会	・学校生活アンケート ・相談ポスト		・ネットによる誹謗中傷・いじめ防止学習 (赤間小 4 年) 【保護者とともに学ぶ】		
11	・校内いじめ対策委員会	・学校生活アンケート ・相談ポスト			教育相談週間 (赤間小)	
12	・校内いじめ対策委員会 ・校区小中児童生徒指導担当者会	・学校生活アンケート ・相談ポスト	三者面談 (吉武小・赤間西小・赤間小)	・ネットによる誹謗中傷・いじめ防止学習 (赤間小 5・6 年) 【保護者とともに学ぶ】		
1	・校内いじめ対策委員会 ・いじめチェックリスト活用	・学校生活アンケート ・相談ポスト		・薬物乱用防止学習 (3 小学校 6 年) ・ネットによる誹謗中傷・いじめ防止学習 (吉武小・赤間小 3 年)		
2	・校内いじめ対策委員会 ・校区小中児童生徒指導担当者会	・学校生活アンケート ・相談ポスト	学級懇談会 (吉武小)	・薬物乱用防止学習 (3 小学校 5 年)	教育相談週間 (赤間小)	
3	・校内いじめ対策委員会	・学校生活アンケート ・相談ポスト				

※ 毎月初めに学校生活アンケートを実施

◎ 宗像市立城山中学校

月	1 早期発見の取り組み			2 いじめ問題等の校内研修	3 教育相談体制	評価
	教師の視点	児童生徒の視点	保護者の視点			
4	・いじめチェックリスト活用①	・学期初めアンケート①	・保護者のアクション3配付	・職員研修（いじめ基本方針、いじめ理解）	二者面談	
5	・いじめ問題等対策委員会		・いじめチェックリスト配布			
6	・学園児童生徒指導担当者会①			・非行防止学習 インターネット・携帯電話等によるいじめ防止（7～9年生）	教育相談	
7	・いじめ問題等対策委員会		・講演会	・SCによる職員研修（学園合同）		
8	・いじめ問題等対策委員会	・学校生活アンケート①	・ケータイ・ネット等によるいじめ防止			
9	・学園児童生徒指導担当者会②	・学期初めアンケート②	・家庭用リーフレットの配布	・マナー向上教室（2年生）		
10		・生徒会によるいじめ撲滅の取組		・		
11	・いじめ問題等対策委員会				教育相談	
12	・いじめチェックリスト活用②	・学期初めアンケート③		・暴力団排除教室（1年生）	三者面談	
1	・いじめ問題等対策委員会	・相談ポスト		・インターネット・携帯電話等によるいじめ防止教室（7～9年生）		
2	・学園児童生徒指導担当者会③		・三者面談			
3	・いじめ問題等対策委員会		・講演会			

※ 毎月初めに学校生活アンケートを実施

※ 職員室前に相談ポストを常設